

日 教 庶 第 2 0 9 号
令和7年(2025年)6月6日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫
(公印省略)

令和7年度第3回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第3号により、下記のとおり令和7年度第3回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)6月11日(水) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第15号 日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第16号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第17号 学校運営協議会委員の任命について
- 第18号 日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の制定について

請願

- 第7-3号 都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第9号 行政情報の公開請求
- 第10号 保有個人情報の開示請求

議案第15号

日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第7項の規定に基づく、「対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項」について、改正を行うものです。

日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「対象学校の」の次に「運営改善に資する建設的な意見として、」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

日野市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の新旧対照表

__は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第4条 略 (意見の申出) 第5条 略 2 協議会は、対象学校の<u>運営改善に資する建設的な意見として、都費負担職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、対象学校における転任を求める意見及び個人を特定しての意見を述べることはできない。</u> 3 略 第6条 以下略	第1条～第4条 略 (意見の申出) 第5条 略 2 協議会は、対象学校の_____ _____ 都費負担職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を経由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。_____ _____ 3 略 第6条 以下略

議案第16号

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》
根拠法の引用条項及び文言の修正を行うものです。

教育委員会規則第 号

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

日野市立学校の管理運営に関する規則（昭和36年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第49条」を「法第49条」に改める。

第10条の7第1項中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の新旧対照表

―は、改正部分を示す。

新	旧
第1条～第8条の4 略 (都費負担職員等) 第9条 小中学校に都費負担事務職員等（法第37条第2項及び同条同項を準用する<u>法第49条</u>に規定する「その他必要な職員」のうち、都費負担栄養士を含む。）の主事を置くことができる。 2、3 略 第10条～第10条の6 略 (学校運営協議会) 第10条の7 開かれた学校づくりの一環として、委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の5</u>に規定する学校運営協議会を置くように努めなければならない。 2 略 第10条の8 以下略	第1条～第8条の4 略 (都費負担職員等) 第9条 小中学校に都費負担事務職員等（法第37条第2項及び同条同項を準用する<u>第49条</u>に規定する「その他必要な職員」のうち、都費負担栄養士を含む。）の主事を置くことができる。 2、3 略 第10条～第10条の6 略 (学校運営協議会) 第10条の7 開かれた学校づくりの一環として、委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第47条の6</u>に規定する学校運営協議会を置くように努めなければならない。 2 略 第10条の8 以下略

議案第17号

学校運営協議会委員の任命について

上記議案を提出する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命を行うものです。

学校運営協議会委員の任命

<<日野市立仲田小学校>>

任命・解任等の別	任命・退任の日	任期	氏名	住所	備考	任命・解任等の理由
任命	令和7年7月2日	自:令和7年7月2日 至:令和8年3月31日	池田 紗恵子		PTA 役員 (保護者)	保護者の増員

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第18号

日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱の
制定について

上記議案を提出する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理人 高木 健夫

《提案理由》

市民の調査研究、教養等に資するための情報提供サービスとして設置する図書館利用者用インターネット端末について、情報環境の現状を鑑み、利用対象者の範囲を市内在住・在勤・在学者とするものです。

日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱

日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱（平成26年1月8日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）又は住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明書を提示できる者とする。」を「日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者で有効期限内にある日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を所有する者とする。」に改める。

第5条中「又は、住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明証」を削る。

第6条中「、又は提示された身分証明証の記載」を削る。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱第3条、第5条、第6条の規定は、令和7年7月1日から適用する。

日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する制定の新旧対照表 __は、改正部分を示す。

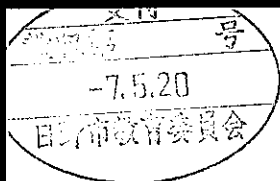
新	旧
日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱 平成26年1月8日 制定 第1条、第2条 略 (利用対象者) 第3条 端末を利用できる者は、<u>日野市内に居住又は通勤若しくは通学する者で有効期限内にある日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）を所有する</u> _____者とする。ただし、図書館長が特に利用を認めた場合は、この限りでない。 (利用日時・停止) 第4条 略 (利用の申込み) 第5条 端末を利用しようとする者は、利用する当日に各端末の設置場所において、日野市立図書館利用者用インターネット端末利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に、住所、氏名及び生年月日を記入し、利用者カード_____	日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱 平成26年1月8日 制定 第1条、第2条 略 (利用対象者) 第3条 端末を利用できる者は、<u>日野市立図書館運営規則第6条に定める日野市立図書館利用者カード（以下「利用者カード」という。）又は住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明証を提示できる者とする。ただし、図書館長が特に利用を認めた場合は、この限りでない。</u> (利用日時・停止) 第4条 略 (利用の申込み) 第5条 端末を利用しようとする者は、利用する当日に各端末の設置場所において、日野市立図書館利用者用インターネット端末利用申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に、住所、氏名及び生年月日を記入し、利用者カード<u>又は、住所、氏名及び生年月日を確認できる身分証明証</u>

を提示して申し込まなければならない。 (利用承認手続き) 第6条 図書館は、申込書と提示された利用者カードの図書館貸出管理システムの登録データ _____ _____を照合し、本人確認をした上で利用を承認する。 第7条～第14条 略 付 則 略 別記様式 略	を提示して申し込まなければならない。 (利用承認手続き) 第6条 図書館は、申込書と提示された利用者カードの図書館貸出管理システムの登録データ、<u>又は提示された身分証明証の記載</u>を照合し、本人確認をした上で利用を承認する。 第7条～第14条 略 付 則 略 別記様式 略
--	---

請願審査

請 願 番 号	請願第7－3号
受 付 年月日	令和7年5月20日
件 名	都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピエロ的演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事案で、意見書を出して頂きたい等の請願
請願者 住 所 氏 名	

都教委・田中佐岐子氏が「君が代を声高らかに、国旗に敬礼を」とピアノの演技まで見せ付ける卒業式等の派遣職員説明会を非公開で開催したり、05年の賀澤敬二課長が「年端もいかぬ高校生」と放言したりした事実で、意見書を出して頂きたい等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

月刊『紙の爆弾』2025年6月号の

——対都教委“君が代”処分取消第5次訴訟が結審～国連機関も「人権侵害行為だ」と批判～“10・23通達”発出時の都教委の政治的動向も注視——

の、教育ジャーナリスト・永野厚男さん取材・執筆記事を、後日、添付1種類目の、

※ PDF略称ファイル名＝紙爆2506都君5次訴250324結審最終弁論&050304野津田高校門外公道ピラ配り警官導入に賀澤敬二氏「年端も行かない生徒」放言

にてメールする。

この記事は、団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』2025/05/07も、

https://blog.goo.ne.jp/people_03/e/b346dabbd44734ea63202663c4a7cf64

にて転載しており、ワンクリックで、誰でも無料(カラー写真付き)で見られる。

この『紙の爆弾』の記事を踏まえ、本会が都教委広報統計課に4月24日(木)、押印した正式の請願(具体的内容は「2～9」の請願事項参照)を提出した。

しかし、都教委指導企画課安全班の主任指導主事・富本(とみもと)保明氏(前・足立区教委指導室長・熊木崇氏の後任。なお日野3小校長の桐井裕美氏もコロナ禍当時、この職にあった)と統括指導主事・吉本一也氏(前・福生市教委統轄指主、高木紘二郎氏の後任)は、都教委定例会に出さず、事務局レベルで、5月14日(水)、添付2種類目の
※ PDF略称ファイル名＝都回答250514①熊木崇高木紘二郎田中佐岐子派遣職員説明会で君声高らかに&国旗敬礼を②賀澤敬二「年端もいかぬ高校生」放言

の、壊れたICレコーダーのような“回答”なるものをメールしてきた。

この都教委5月14日付“回答”は、都教委宛請願

の各項に正対せず具体的内容のない、真実を隠すものなので、各項に正対した具体的回答を再度出し直すよう、坂本雅彦都教育長(60歳)と5名の都教育委員宛、意見書を出して頂きたい。

この都教委宛請願への“回答”は区市教委にも影響あるものなので、〔1〕6月//日(木)の定例会で、堀川拓郎さんの後任の教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂き、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようなではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂きたい((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい)。更に、〔3〕月刊『紙の爆弾』2025年6月号の記事と以下の請願事項に沿った意見書を、前記・都教委に加え、文科省(大臣と初等中等教育局長)にも出して頂きたい。

2～9 具体的請願・分析事項

前記「1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等」が、英語で言えば「SVOC」の「SV C」に当たり、「O」は以下の各項に当たる。

都教委に以下の2～9の請願・質問を出したが、ほとんどが「学習指導要領や通達に基づき、卒業式等が適正に実施されるよう引き続き、各学校を指導してまいります」という判で押したようなものだった。請願・質問の各項に正対し、具体的内容のある、真実を隠さない回答を、出し直さる必要がある。

2-1 都教委高校教育指導課(当時の課長は1968年生まれ・英語教諭出身の市村裕子(ゆうこ)氏)の部下の、統括指導主事・田中佐岐子氏が「(都立高校・特支校の卒業式への初派遣となる職員対象の2025年2月19日の“説明会”と称する場での)読み上げ原稿4頁目」で、派遣職員に“君が代”を声高らかに、即ち大声で歌えと指示したのは、派遣職員の大音量の“君が代”を聞かされる側の、児童・生徒(や教職員・保護者)たちの「思想・良心・信教の自由」(憲法19条・20条が保障)を著しく侵害する(国家権力への忠誠心の証(あかし)を教え込む意図あり。都教委に忠実な校長らを除く教職員や保護者等のも)と考えられるが、いかがか?

2-2 田中佐岐子氏が「読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に“君が代”を声高らかに、即ち大声で歌えと指示したのは、派遣職員に“範”を示させることにより、児童・生徒に大音量で“君が代”を起立し歌わせる(結果として、国家権力への忠誠心の証(あかし)を教え込む)意図・狙いがあるのではないか?

また、この派遣職員に“範”を示させることにより、児童・生徒に大音量で“君が代”を起立し歌わせるのを狙った、田中佐岐子氏と当時の都教委指企画安全班の主任指導主事だった熊木崇氏、統括指導主事だった高木紘二郎氏の指示は、「児童・

250520 請願/原

生徒（や教職員・保護者）たちの「思想・良心・信教の自由」（憲法19条・20条が保障）を著しく侵害する（都教委に忠実な校長らを除く教職員や保護者等のもの）と考えられるが、いかがか？

2-3 「柔軟・多様な価値観を尊重」を謳う都教委「挨拶文」と、全体主義の田中佐岐子氏ら作成「読み上げ原稿4頁目」の大音量で「君が代」を歌わせる指示との矛盾

田中佐岐子氏ら高指課の職員らが作成し、当時の高指課長・市村裕子氏や指導部長・山田道人氏が了承したと推認できる、都教委「挨拶文」（派遣職員が読み上げさせられる）は、——そうした中、社会の変化を柔軟に受け止めながら明るい未来を切り拓いていくため、学校生活を通して身に付けた力を発揮し、生涯にわたって探究心をもち続け、粘り強く挑戦する人間として、たくましく成長されることを期待しています。そして、多様な価値観を尊重し合い、世界の人々と共に助け合いながら、持続可能な社会づくりに貢献していったらいいと願っています。——と言っている。

田中佐岐子氏らが「読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に「君が代」を大声で歌えと、全体主義・画一的指示をした（その結果、児童・生徒にとっては、派遣職員の大音量の「君が代」を聞かされる）のは、都教委「挨拶文」にある「柔軟」性・「多様な価値観を尊重し合い」うこと、そして「探究心」を育むこと、に反すると考えられるが、いかがか？

換言して言えば、田中佐岐子氏らが「読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に「君が代」を大声で歌えと指示した（児童・生徒にとっては、派遣職員の大音量の「君が代」を聞かされる）のは、「硬直」性・「画一的な価値観を国家権力が押し付ける」こと、そして「探究心に反する、上層部（権力者）に言われたまま服従する態度」を育むことを促進すると考えられるが、いかがか？

2-4 （本会が都教委にメールした）『週刊金曜日』2019年4月5日号の報じる、「（2019年3月の卒業式で）国旗に正対し（＝軍隊のような直立不動での「君が代」起立の姿勢）、声高らかに、国歌を斉唱せよ」というプーチン容疑者（72歳）ら全体主義国家ばりの指示は、月刊『マスコミ市民』23年7月号57頁下段にある通り、（マスク着用し起立し清聴する等）歌唱制限していた23年3月はもとより、（マスクなしでの）歌唱を復活させた23年4月も、消滅した。

ところが、田中佐岐子氏らの「読み上げ原稿4頁目」は、派遣職員への「君が代」を大声で歌え」という指示を復活させてしまった。

同じ（マスクなしで歌唱できるという）環境下にある23年4月（の入学式）においてもせっかく消滅させた、派遣職員への「君が代」を歌う時、大声でという指示を、同じ（マスクなしで歌唱できるという）環境下の25年3月の卒業式で、田中佐岐子氏らが復活させてしまった理由（経緯を含め）を明確に示されたい。

2-5 「2-1」に関連し、問う。

田中佐岐子氏が「（初の卒業式派遣となる職員対象の25年2月19日の「説明会」と称する場での）読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に「その（計8回の礼の）中でも国旗に対する礼は絶対に忘れないよう御注意下さい」と強制し、指導主事の坂本憲亮（けんすけ）氏に実演までさせたのは、派遣職員の「国旗敬礼」の所作と称するピエロ的仕草を見せ付けられる側の、児童・生徒（や教職員・保護者）たちの「思想・良心・信教の自由」（憲法19条・20条が保障）を著しく侵害する（都教委に忠実な校長らを除く教職員や保護者等のもの）と考えられるが、いかがか？

2-6 「2-2」に関連し、問う。

田中佐岐子氏らが「読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に「その（計8回の礼の）中でも国旗に対する礼は絶対に忘れないよう御注意下さい」と強制し、指導主事の坂本憲亮（けんすけ）氏に実演までさせたのは、派遣職員の「国旗敬礼」の所作と称するピエロ的仕草を見せ付け、「範」を示させることにより、児童・生徒に（すぐその場でというのではなくても、将来にわたり）「国旗敬礼」をさせる（結果として、国家権力への忠誠心の証（あかし）を教え込む）意図・狙いがあるのではないか？

2-7 「柔軟・多様な価値観を尊重」を謳う都教委「挨拶文」と、全体主義の田中佐岐子氏ら作成「読み上げ原稿4頁目」の坂本憲亮氏に「国旗敬礼」の実演を生徒に見せ付けた指示との矛盾

「2-3」に関連し、問う。

田中佐岐子氏らが「読み上げ原稿4頁目」で派遣職員に「その（計8回の礼の）中でも国旗に対する礼は絶対に忘れないよう御注意下さい」と強制し、指導主事の坂本憲亮（けんすけ）氏に実演までさせたのは、派遣職員の「国旗敬礼」の所作と称するピエロ的仕草を見せ付けたのは、「硬直」性・「画一的な価値観を国家権力が押し付ける」こと、そして「探究心に反する、上層部（権力者）に言われたまま服従する態度」を育むことを促進すると考えられるが、いかがか？

3 田中佐岐子氏らの「読み上げ原稿3頁目」は、派遣職員に対し、

——学校に到着しましたら、校門周辺を観察していただき、ビラ配布等がないか、来校者の動線・視点から見て、国旗がきちんと認知できるように掲揚されているか、などを御確認ください。／その際に、ビラを配布している、あるいは、しようとしている人が確認された場合は、管理職にその事実を伝え、ビラ配布の中止要請など、管理職がきちんと対応するように御指導・御助言ください。——

と強制している。

田中佐岐子氏は「ビラ」と卑下する言い方をしているが、児童・生徒の親や元教職員ら市民が校門外の公道で児童・生徒や（や教職員・保護者）たちに、「主権在民に違反する」天皇の治世の永続を願う「意味の思想を持つ」君が代は実施するべ

250520 読 2次

きではないが、校長が教委からの処分を恐れ、強行する場合は、立たない自由、一時退席する自由、歌わない自由があります」という内容のメッセージカードを配布するのは、「思想・良心・信教の自由」(憲法19条・20条が保障)に加え、憲法21条が保障する「表現の自由」に則った、正当な行為である。

このメッセージカードを配布を妨害する田中佐岐子氏の指示は、憲法違反ではないか？

また、憲法違反の指示をした田中佐岐子氏やその指示に服従した派遣職員は地方公務員法の懲戒処分にするべきではないか？

4 「3」に関連し、問う。

校門外の公道でのメッセージカードやビラの配布(と同一内容のビラ配り)は、道路交通法上でも合憲の判決が出ている。田中佐岐子氏がこれを妨害するのは、憲法違反に加え、違法な行為ではないか？ 校門外の公道でのメッセージカードやビラの配布を妨害する法的根拠を示されたい。また、法的根拠なき、田中佐岐子氏ら都教委官僚の思想や主義・主張に基づくビラ配り妨害も、憲法違反に加え、違法な行為ではないか？

5 「3」「4」に関連し、問う。

校門外の公道でのメッセージカードやビラの配布は、主権在民に違反する「天皇の治世の永続を願う」意味の思想を持つ「君が代」をテーマにするものの他に、学習塾・予備校・奨学金等の業者や市民団体のものもある。

田中佐岐子氏は、(1)これらすべての配布をやめさせようとしているのか？ それとも(2)「君が代」をテーマにするものだけをやめさせようとしているのか？

6 「5」の(1)の場合は、田中佐岐子氏は営業妨害を含む違法行為の罪に問われる可能性があるし、「5」の(2)の場合は、田中佐岐子氏はプーチン容疑者と同じ恐怖政治をやっていることになる。都教委の見解を問う。

7 田中佐岐子氏が「読み上げ原稿6頁目」で「学校で、大きな混乱等が生じたりした場合にも御連絡ください」と述べている、「大きな混乱等」とは、(高木紘二郎氏が本会に口頭で述べた)単に進行の順序を間違えたり、来賓の祝辞を飛ばしてしまったりした場合だけでなく、「君が代」時に不起立の生徒がいる(あるいは多い)場合を含むのか？

8 都教委が都立学校校長や区市町村教委にばらまいている、「国旗国歌」の判決や古い都議会答弁を載せた110頁超の「資料集」のような冊子は、(1)都立学校の「君が代」不起立やピアノ不伴奏の教職員らの処分取消し訴訟で、都教委の10・23通達通りの校長の職務命令は「合憲だ」という主張ばかり載せている。

しかし、(2)最高裁は12年1月16日、都教委の出した減給以上の処分を「重きに失し社会通念上

著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を超え違法」と判じ、取消しを命じる判決を出した。これ以降の最高裁や下級審の判決も(根津公子元教諭の6つの判決のうちの3つを除き、)すべて「都教委の減給以上の処分は違法」と、都教委を断罪している。

以上を踏まえ、問う。

都教委の110頁超の「資料集」のような冊子は偏っており、廃版にすべきだが、どうしても発行し続けるなら、(1)だけでなく(2)も載せるべきではないか？ (2)を載せないのは「行政機関なのに違法行為をしている」と最高裁等に断罪された事実を知られたくない」という都教委官僚の面子(めんつ)＝体面を潰されたくないからか？

また、最高裁等は、都教委の10・23通達通りの校長の職務命令を「合憲だ」と断定はせず、「違憲とまでは言えない」という断定を避けた表現をしている。都教委の110頁超の「資料集」のような冊子の「合憲だ」という記述(都教委官僚の答弁を含め)は正確ではないので、「違憲とまでは言えない」という文言に書き改めるべきではないか？

9 高校3年(定時制は4年)生を「年端も行かぬ」と見下す、賀澤敬二・都教委高校教育指導課長(1948年生。当時)の発言について

20年前の事案だが2005年3月4日、都立野津田高校の卒業式当日、同校校門と道路の間の、道路寄りの空間で男性2人がビラを撒いたことに、当時の校長が警察を呼ぶ妨害行為があった。この問題で市民が情報公開制度で入手した、「当時の都教委高校教育指導課長・賀澤敬二氏(都教委退職後は、国立市にあるNHK学園の校長に再就職後、引退)が「都教委広報主任」経由で都教育長に出した、2005年3月4日付の取材報告文書」がある。

その公文書によると、「公道でのビラ配りなら問題はないと思うが」という朝日新聞記者の問いに、賀澤敬二氏は「公道であるなら問題はない。しかし年端も行かない生徒にあたかも学校が配布しているかのような錯覚を抱かせて、学校の教育課程と異なる内容のビラを配布するのは校長としては問題があるととらえると思う」と回答している。

高校生は卒業式時点では、多くが全日制(3年生)は18歳、定時制(4年生)は19歳になっている。当時から既に「国民投票法」という名の改憲手続法の投票年齢との関係で、公職選挙法等の成年年齢を18歳にする動きは出ていた。しかし賀澤敬二氏は、高校生たちを傍線部のような「まだ幼い」の意の「年端も行かぬ」との表現で見下しており、高校生がビラの内容を見て、「君が代」強制の是非を自分で判断出来る人間には育っていない、と考えているのではないか？ 高校生を見下すのは失礼ではないか？ 都教委の見解を問う。

田中佐岐子氏が校門外の公道でのメッセージカードやビラの配布を妨害する指示をしているのは、子どもの権利条約で18歳以上は大人だと規定していることを軽視している条約違反ではないか、という問題にも回答されたい。

250520読頼3頁(3)

報告事項第9号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	4月10日	4月24日	1. 2025 年 4 月の入学式と 2025 年 3 月の卒業式の日丸・君が代式場の配置について都教委（多摩事務所を含む）⇨市教委⇨市立幼小中学校の三者間でやりとりした文書（都教委が下ろしてきた文書から始まり、市教委が都に報告した文書までの全て） 2. 都教委は 2024 年度中に「1 教育課程の編成」で始まり「10 教育課程の適正な実施に係る育成計画 実施報告」で終わる全 110 頁ほどの日丸・君が代問題に係る都立学校向けの冊子のを（メールに添付の形で）送信してきた。この全 110 頁ほどの冊子は既に情報公開請求で入手しているので開示は不要だが、都教委→日野市教委→市立幼小中学校の間でやりとりした文書（依頼文や鑑文的なものや事務連絡） 3. 2025 年 4 月 1 日付で異動してきた教委指導係の宇田川裕美氏（参事）、指導主事の■■■■氏、■■■■氏の略歴（職歴）について、市教委・議会局・市長部局が保有している文書。 4. 2025 年度の市立小中の道徳授業地区公開講座の日程はもとより、授業テーマや研究協議会のテーマ講師名の分かる文書	全部公開 および 不存在

2	5月20日	5月29日	堀川拓郎氏の後任の教育長選任について、日野市（教委、職員課、市長公室、議会局）が保有している文書	不存在
---	-------	-------	--	-----

報告事項第10号

保有個人情報の開示請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年6月11日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

非公開